



平成23年5月26日

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士の懲戒処分は、建築士法第10条第1項各号に該当する場合に、同条第4項の規定に基づき、中央建築士審査会の同意を得て行うこととなっております。

去る5月20日に開催された中央建築士審査会において、一級建築士6名に対する懲戒処分について同意が得られ、同日付けで処分いたしましたので、別紙のとおり公表します。

問い合わせ先

国土交通省 住宅局 建築指導課

03-5253-8111（代表）（内線39-518）宮崎、須賀

03-5253-8513（直通）

平成23年度 一級建築士の懲戒処分について（第1回）

<（株）ホーク・ワンが販売した戸建住宅にかかる事案>

1 神山 憲二 （登録番号 第165639号）

① 処分の内容

免許取消

② 処分の原因となった事実

埼玉県内の戸建住宅（24物件）について、神山建築設計事務所（埼玉県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（壁量不足等による耐震性の不足）を行った。

<ファースト住建（株）が販売した戸建住宅にかかる事案>

2 辻川 隆弘 （登録番号 第238371号）

① 処分の内容

業務停止11月

② 処分の原因となった事実

兵庫県内の戸建住宅（9物件）について、旧（株）ツジカワ一級建築士事務所（大阪府）の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（壁量不足等による耐震性の不足）を行った。

<ファースト住建（株）が販売した戸建住宅にかかる事案>

3 渡士 宏 （登録番号 第54721号）

① 処分の内容

業務停止8月

② 処分の原因となった事実

大阪府内の戸建住宅（6物件）について、旧ダブリュー設計企画一級建築士事務所（大阪府）の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（壁量不足等による耐震性の不足）を行った。

<ファースト住建（株）が販売した戸建住宅にかかる事案>

4 杉田 正彦 （登録番号 第152739号）

① 処分の内容

業務停止8月

② 処分の原因となった事実

大阪府、兵庫県及び京都府内の戸建住宅（6物件）について、一級建築士事務所杉田建築設計事務所（大阪府）の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（壁量不足等による耐震性の不足）を行った。

5 井上 慎也 (登録番号 第322703号)

① 処分の内容

業務停止 3 月

② 処分の原因となった事実

愛知県内の戸建住宅（1 物件）について、積水ハウス(株)名古屋シャーウッド住宅支店一級建築士事務所（愛知県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第61条の規定に違反する設計（防火地域内における延べ面積が100㎡を超える戸建住宅であるにもかかわらず、同法第2条第9の2号に規定する耐火建築物としない設計）を行った。

6 松尾 賢一 (登録番号 第134775号)

① 処分の内容

業務停止 3 月

② 処分の原因となった事実

福岡県内の建築物（1 物件）について、(有) ケイ建築事務所（福岡県）の業務に関し、設計者として、当該敷地が第一種中高層住居専用地域内にあるにもかかわらず、当該建築物の用途を「事務所」とする建築基準法第48条第3項の規定に違反する設計を行った。



平成23年9月6日

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士の懲戒処分は、建築士法第10条第1項各号に該当する場合に、同条第4項の規定に基づき、中央建築士審査会の同意を得て行うこととなっております。

去る8月31日に開催された中央建築士審査会において、一級建築士12名に対する懲戒処分について同意が得られ、同日付けで処分いたしましたので、別紙のとおり公表します。

問い合わせ先

国土交通省 住宅局 建築指導課

03-5253-8111（代表）（内線39-518）宮崎、須賀

03-5253-8513（直通）

平成23年度 一級建築士の懲戒処分について（第2回）

1 池永 辰雄 （登録番号 第132670号）

① 処分の内容

免許取消

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の共同住宅（1物件）について、現況地盤の高さや既存擁壁について現況と異なる設計図書の作成責任者として記名及び押印し、建築基準法第58条に定める高さ制限に適合しているかのような違法な設計を行った。また、同法58条違反があることを知りながら工事を施工した。

また、工事監理を十分に行わず確認申請における設計図書と異なる工事が行われる事態を生じさせた。

さらに、同法第7条の3第6項の規定に違反して、必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した。また、必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認した。

さらに、同法第9条第10項の規定に基づく工事施工停止命令を受けながら（平成20年2月28日）、工事を続行した。

さらに、同法第9条第1項の規定に基づく是正措置命令を受けながら（平成20年5月26日）、是正履行期限内に是正しなかった。

さらに、同法第12条第5項に基づく施工状況に関する報告を求められながら（平成21年6月9日）、同報告を怠った。

2 塚本 民夫 （登録番号 第136916号）

① 処分の内容

業務停止8月

② 処分の原因となった事実

愛知県内の戸建住宅（1物件）について、塚本一級建築士事務所（愛知県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第56条の2第1項の規定（日影による中高層の建築物の高さの制限）に違反する設計を行った。

愛知県内の戸建住宅（3物件）について、工事監理者として、建築士法第20条第3項に基づき、工事監理が終了したときは、直ちに工事監理報告書を建築主に提出する義務があったにもかかわらず、これを行わなかった。

同建築士事務所の開設者でありながら、愛知県知事に対し同法第23条の6に基づく設計等の業務に関する報告書の提出を怠った。

同建築士事務所の開設者でありながら、上記愛知県内の戸建住宅（1物件）についての設計業務の契約、並びに上記愛知県内の戸建住宅（3物件）についての設計及び工事監理業務の契約を当該各建築物の建築主と締結するに当たり、建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）による改正前の建築士法第24条の6に基づく書面の交付を行わず、同法第24条の3に基づく建築士事務所の業務に関する帳簿を備え付け、これを保存することを怠り、同法第24条の5に基づく建築士事務所の業務の実績等を記載した書類を備え置くことを怠った。

3 横山 哲士 (登録番号 第222781号)

① 処分の内容

業務停止 7 月

② 処分の原因となった事実

平成19年4月30日に、(有)横山建築計画研究所(広島県)が一級建築士事務所としての登録期間が満了したにもかかわらず、開設者として、更新の申請を行わず、業として他人の求めに応じ報酬を得て、広島県及び岡山県内の戸建住宅(6物件)について確認申請の代理者として申請代理及び広島県内の敷地(2件)について測量などの敷地調査業務を行った。

また、上記の一級建築士事務所の登録期間が満了していることを知りながら、事務所登録通知書を改ざんし、確認申請の代理者として申請代理を行うため、指定確認検査機関に当該改ざんされた事務所登録通知書を送付した。

4 藤村 亮介 (登録番号 第311543号)

① 処分の内容

業務停止 3 月

② 処分の原因となった事実

滋賀県内の共同住宅(1物件)について、(株)藤村設計事務所(滋賀県)の業務に関し、虚偽の確認済証を作成し、工事施工者に渡した。

5 竹岡 誠二 (登録番号 第239191号)

① 処分の内容

業務停止 3 月

② 処分の原因となった事実

広島県内の共同住宅(1物件)について、旧(有)建築工房ケイ一級建築士事務所(広島県)の業務に関し、確認申請代理者として、虚偽の確認済証を作成し、金融機関の職員に渡した。

6 岸本 浩昭 (登録番号 第278328号)

① 処分の内容

業務停止 3 月

② 処分の原因となった事実

福岡県内の工場(1物件)について、KM企画工房一級建築士事務所(福岡県)の業務に関し、虚偽の検査済証を作成し、建築主に渡した。

7 石井 修二 (登録番号 第129346号)

① 処分の内容

業務停止 3 月

② 処分の原因となった事実

平成21年12月5日に(有)石井生活環境設計室一級建築士事務所(大阪府)が一級建築士事務所としての登録期間が満了したにもかかわらず、開設者として、更新の申請を行わず、業として他人の求めに応じ報酬を得て、大阪府内の戸建住宅(1物件)について設計者及び工事監理者として、設計及び工事監理の業務を行った。

また、上記建築物について、建築士事務所の開設者でありながら、設計

及び工事監理の業務の契約を建築主と締結するにあたり、建築士法第24条の7に基づく重要事項の説明等及び同法第24条の8に基づく書面の交付をしなかった。

8 金山 恵子 (登録番号 第144168号)

① 処分の内容

業務停止3月

② 処分の原因となった事実

愛知県内の戸建住宅(1物件)について、(株)ハーツファクトリー住宅事業部カスタ(愛知県)の業務に関し、設計者として、建築基準法第56条の2第1項の規定(日影による中高層の建築物の高さの制限)に違反する設計を行った。

9 富樫 亮 (登録番号 第163999号)

① 処分の内容

業務停止1月

② 処分の原因となった事実

愛知県内の銀行の支店(1物件)について、(株)日建設計一級建築士事務所(愛知県)の業務に関し、設計者として、建築基準法第61条に違反する設計(防火地域内における延べ面積が100㎡を超える銀行の支店であるにもかかわらず、同法第2条第9の2号に規定する耐火建築物としない設計)を行った。

10 葛原 定次 (登録番号 第183051号)

① 処分の内容

業務停止1月

② 処分の原因となった事実

愛知県内の銀行の支店(1物件)について、(株)日建設計一級建築士事務所(愛知県)の業務に関し、設計者として、建築基準法第61条に違反する設計(防火地域内における延べ面積が100㎡を超える銀行の支店であるにもかかわらず、同法第2条第9の2号に規定する耐火建築物としない設計)を行った。

11 穂苅 玄一 (登録番号 第306935号)

① 処分の内容

業務停止1月

② 処分の原因となった事実

北海道内の共同住宅(1物件)について、(株)石本建築事務所札幌支所(北海道)の業務に関し、工事監理者として、工事監理を十分行わず、設計図書のとおりにより工事が実施されない(耐震スリットに関する工事箇所が設計図書と異なる)事態を生じさせた。

12 山田 朗人 (登録番号 第305507号)

① 処分の内容

業務停止1月

② 処分の原因となった事実

北海道内の共同住宅（1物件）について、（株）石本建築事務所札幌支所（北海道）の業務に関し、工事監理者として、工事監理を十分行わず、設計図書のとおり工事が実施されない（耐震スリットに関する工事箇所が設計図書と異なる）事態を生じさせた。



平成23年12月6日

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士の懲戒処分は、建築士法第10条第1項各号に該当する場合に、同条第4項の規定に基づき、中央建築士審査会の同意を得て行うこととなっております。

去る12月1日に開催された中央建築士審査会において、一級建築士8名に対する懲戒処分について同意が得られ、同日付けで処分いたしましたので、別紙のとおり公表します。

平成23年度 一級建築士の懲戒処分について（第3回）

1 塩田 隆彦 （登録番号 第189019号）

① 処分の内容

業務停止4月

② 処分の原因となった事実

愛媛県内の工場（1物件）について、一級建築士事務所塩田構造・積算設計（愛媛県）の業務に関し、設計者として、実際には建築士法第20条の2第2項に基づく確認を求めているにもかかわらず、無断で、他の構造設計一級建築士の名義を借用し、構造設計図書の表紙に構造関係規定に適合することを確認するとの記載を行った。

また、上記工場について、同建築士事務所の開設者でありながら、設計の業務の受託契約を他の建築士事務所と締結するにあたり、同法第24条の8に基づく書面の交付を行わなかった。

2 船越 正生 （登録番号 第162452号）

① 処分の内容

業務停止4月

② 処分の原因となった事実

独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務を行う建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者として、山口県、福岡県、佐賀県及び熊本県内の住宅（173物件）に対して、自らしなければならない申請の引受けを自ら実施せず、他の適合証明業務登録建築士事務所が実施した。そのうち、山口県、福岡県、佐賀県及び熊本県内の住宅（121物件）に対して、必要と知りながら住戸内部の現地調査を行わず適合証明書を発行し、また、住宅金融支援機構の技術基準に不適合である福岡県内の住宅（2物件）に対して、適合証明書を発行した。

さらに、登録開設者として、自らしなければならない関係書類の保管を自ら実施せず、他の適合証明業務登録建築士事務所が実施し、適合証明業務に関する帳簿についても自ら備え付けていなかった。

3 西村 憲治 （登録番号 第174157号）

① 処分の内容

業務停止1月

② 処分の原因となった事実

独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務を行う建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者として、適合証明書の発行依頼を受けた大阪府及び兵庫県内のマンション物件（4物件）について、管理規約及び長期修繕計画の書類調査を一切行わずに適合証明書を発行し、その結果、同機構の技術基準に不適合な物件があることが判明した。

また、登録開設者として、書類審査に係る書類の保管を行っていなかった。

4 酒井 進 (登録番号 第117715号)

① 処分の内容

業務停止 3 月

② 処分の原因となった事実

愛知県内の戸建住宅（1 物件）について、工事監理者として、(有)酒井設計室（愛知県）の業務に関し、工事監理を十分行わず、設計図書のとおりにより工事が実施されない(建築基準法第44条第 1 項に定める道路内の建築制限に違反する)事態を生じさせた。

5 森本 真人 (登録番号 第219284号)

① 処分の内容

業務停止 3 月

② 処分の原因となった事実

三重県内の戸建住宅（1 物件）について、設計者として、(株)高橋建築一級建築士事務所（三重県）の業務に関し、当該敷地が都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の区域内にあるにもかかわらず、同法第53条第 1 項の許可を受けることなく設計を行った。

6 五藤 隆士 (登録番号 第195492号)

① 処分の内容

業務停止 3 月

② 処分の原因となった事実

三重県内の戸建住宅（1 物件）について、設計者として、(有)創建築工房（愛知県）の業務に関し、当該敷地が都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の区域内にあるにもかかわらず、同法第53条第 1 項の許可を受けることなく設計を行った。

7 城地 浩美 (登録番号 第197925号)

① 処分の内容

業務停止 1 月

② 処分の原因となった事実

北海道内の戸建住宅（1 物件）について、(株)神出設計事務所（北海道）の管理建築士として、建築士事務所の業務に係る技術的事項の総括を怠ったことにより、当該事務所に所属する技術者によって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に係る虚偽の認定通知書（2 通）が作成され、また、札幌市長期優良住宅の認定等に関する要綱第 4 条第 1 項に基づく技術的審査に係る虚偽の書類（1 通）が作成された。

8 奥山 雅弘 (登録番号 第244253号)

① 処分の内容

業務停止 1 月

② 処分の原因となった事実

北海道内の住宅で事務所を兼ねるもの（1 物件）について、旧大興技建（株）（北海道）の業務に関し、確認申請代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。



平成24年3月30日

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士の懲戒処分は、建築士法第10条第1項各号に該当する場合に、同条第4項の規定に基づき、中央建築士審査会の同意を得て行うこととなっております。

去る3月27日に開催された中央建築士審査会において、一級建築士4名に対する懲戒処分について同意が得られ、同日付けで処分いたしましたので、別紙のとおり公表します。

平成23年度 一級建築士の懲戒処分について（第4回）

1 尾崎 博美 （登録番号 第109692号）

① 処分の内容

業務停止7月

② 処分の原因となった事実

京都府内の戸建住宅（1物件）について、設計者として、Oz建築研究室（奈良県）の業務に関し、建築基準法第58条の規定に違反する設計（当該建築物は相楽都市計画高度地区（精華町決定）によれば、第一種高度地区にあり、建築物の高さの最高限度として、「建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下であって、かつ10メートルをこえてはならない。」にもかかわらず、適合しない設計）を行った。

また、京都府及び奈良県内の戸建住宅（4物件）について、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（壁量不足等による耐震性の不足）を行った。

2 荒谷 由起夫 （登録番号 第205447号）

① 処分の内容

業務停止6月

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の共同住宅（1物件）について、（有）荒谷建築設計事務所（神奈川県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（耐力壁の構造計算で全体崩壊形に達する場合のせん断力の1.5倍の耐力確保がされていないなど許容応力度等計算の条件を満たさない設計）を行った。

3 趙 日善（奈村 日善） （登録番号 第223274号）

① 処分の内容

業務停止3月

② 処分の原因となった事実

広島県内の介護老人保健施設（1物件）について、（株）ENEPLAN E（広島県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条の規定に適合しない設計（梁の許容応力度の不足する設計）を行った。

4 小村 敏夫 （登録番号 第196026号）

① 処分の内容

業務停止1月

② 処分の原因となった事実

兵庫県内の住宅（1物件）について、一級建築士事務所（有）未来工房（兵庫県）の業務に関し、独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務を行う建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者として、住宅金融支援機構の技術基準について不適合があったにもかかわらず適合証明書を発行した。